

協会けんぽの保険料率が来月3月分から変わり、11.94%（39才までは10.21%）に！
【お知らせ】3月6日（水）の午後は職員研修のため臨時休業します。ご協力をお願いします。



「事業主の皆様へ“働き方”が変わります!!一億総活躍社会の実現に向けて」との厚生労働省等からの資料のタイトルを見て、ん?と思いました。“事業主の働き方”ではなくで“働かせ方”なら中小事業主に知らせる意味が分かります。その視点で読むと①今年の4月から年休5日は必ず取らせ、一人毎の管理簿を作り3年間保存②残業時間の上限規制を労基法上初めて行う（中小企業は来年4月から。

働き方改革の取らせ方色々！
年休5日
まず4月～

但し建設業・運送業等は5年後～）
③中小企業の月60時間超の残業割増賃金率を4年後から25%→50%へ④非正規（パート・有期・派遣）と正規の人の基本給・賞与等で不合理な待遇差は禁止。但し中小企業は2年後から…等々。つまり当面の変更は①で(例)として(イ)労働者が自ら5日取得→事業主の時季指定は不要(ロ)自ら3日取得+計画的付与2日→不要(ハ)自ら3日取得のみ→時季指定2日(ニ)計画的付与2日のみ→時季指定3日…等と解説されています。

“水道工事95%超 不正 大阪市発注、400社指名 停止へ”と信じられないような記事に驚きました(2/11毎日)。道路を掘削した後、市指定のメカが製造している安全性の高い資材を埋め戻したと偽り、コンクリート等を砕いた安価な砕石を埋める不正が横行している…と毎日新聞が1年前に報道。工事金は公金(税金)で支払われている為、大阪市は記録が残る2012年度以降について調べた結果、完了済み約1150件の97%の工事で不正が確認された…といい



大阪市の水道工事 9割で不正 大丈夫？ 公共工事

ます。市の監督員は一体何をしていたのか？いま国は建設業法と公共工事入札適正化法を改正して①資材の欠陥による施工不良は製造業者に対し改善勧告や命令ができるようになるが一方で②元請の監理技術者が複数の現場兼務を認める制度や下請の主任技術者は一定条件下、配置不要にする予定です(1/30建設工業)。原発事故の除染土を公共工事で再利用する動きもあり安全対策上心配です。



3年間保存義務のある個人別“年休管理簿”のヒナ型を今月中旬から順次配布します。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379